

告 示

埼玉県選管告示第八十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和三年十二月二十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人親愛会 特別養護老人ホームみどりのまち親愛	埼玉県川越市中台南二丁目十五 番地十
老人ホーム	社会福祉法人相愛福祉会 住宅型・介護付有料老人ホーム羽沢ナ ーシングホーム	埼玉県富士見市羽沢三丁目一 番 二十七号